

観音寺市立観音寺中学校PTA会則

第一条 本会は観音寺市立観音寺中学校PTAといい、事務所を観音寺中学校内に置く。

第二条 本会は生徒の福祉を目的とし、併せて会員相互の研修親睦をはかるものとする。

第三条 本会は観音寺中学校の生徒の保護者、および本校教職員で組織する。

第四条 本会には次の役員を置く。

会長一名、副会長三名（内校長一名を含む）副会長は高室地区、観小地区から各1名とする。書記二名（内教頭一名）、会計三名（内教職員二名）、会計監査二名

第五条 役員は次の方法により選出する。

- 一 会長、副会長、会計監査は常任委員会で選出する。
- 二 書記、会計は会長が委嘱する。

第六条 役員の仕事は次の通りとする。

- 一 会長は会を代表して本会の運営にあたる。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その仕事を代行する。
- 三 書記は庶務にあたる。
- 四 会計は会計を処理する。
- 五 会計監査は会計の監査を行い、総会に報告する。

第七条 役員の仕事は一か年とし、再選をさまたげない。

第八条 本会に次の委員会を置く

- 一 運営委員会
- 二 常任委員会
- 三 特別委員会

第九条 運営委員会は役員及び常任委員会の正委員長・家庭教育学級の代表者で構成し、次の仕事を行う。

- 一 総会および常任委員会の決議事項の遂行
- 二 総会に提出する議案の調整
- 三 特別委員会への委嘱
- 四 総会および常任委員会より委任された事項の処理

第十条 常任委員会は地区代表二名と全教職員で構成し、その仕事は一か年とする。

各委員会は次の仕事を行う。

- イ 施設研修委員会は、施設の設備充実、会員の研修親睦について企画・協力する。

ロ 生活指導委員会は、生徒の校外生活について指導・援助する。

第十一条 特別委員会は必要がある場合、これをおくことができる。

第十二条 総会は全員で構成し、最高の決議機関として次の事項を決議する。

- 一 役員の承認
- 二 会則の改正
- 三 予算の審議と決算の承認
- 四 行事の計画および会務の報告
- 五 その他必要な事項

第十三条 総会の定員数は会員数の五分の一とし、他の会合は二分の一とする。
総会は毎年五月までに開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
なお、緊急やむを得ない時は常任委員会をもってこれに充てる。

第十四条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則 会則の改正は、常任委員会の議決と総会出席者の三分の二以上の承認を必要とする。
この会則は、昭和五十八年四月一日より実施する。

付則 昭和六十三年五月七日一部改正
○第九条 運営委員会は役員および常任委員会の正・副委員長で構成し、次の任務を行う。の部分に「家庭教育学級の代表者」を加える。
○第十条 一のイ 施設研修委員会は施設の整備充実、会員の研修親睦、家庭教育学級を企画運営する。_____の部分の「、家庭教育学級を」を削除し「について」とする。

付則 平成二十六年四月二十日一部改正
○第四条 観音寺小学校の開校に伴い、副会長の選出を「各校区ごと一名」を「旧観南小、旧観東小、高室小各校区ごと一名」とする。

付則 平成二十八年四月十七日一部改正
○第四条 「旧観南小、旧観東小、高室小各校区ごと一名」を「観音寺小校区二名、高室小校区一名」とし、旧観南小、旧観東小の枠を取り払う。

付則 平成三十一年四月二十八日一部改正
○第十条 「ロ」を生活指導委員会、「ハ」を学年広報委員会とする。

付則 令和二年六月一日一部改正
○第四条 副会長の選出を「五名（観音寺小校区二名、高室小校区一名、女性代表一名、校長）」から「五名（内校長一名を含む）会長が観小校区時は、観小校区から三名、高室校区から一名。会長が高室校区時は、観小校区から二名、高室校区から二名。ただし四名のうち女性を一名以上とする」とする。

付則 令和六年一月十六日一部改正
○第四条 副会長の選出を「副会長 五名（内校長一名を含む）会長が観小校区時は、観小校区から三名、高室校区から一名、会長が高室校区時は、観小校区から二名、高室校区から二名、ただし四名のうち女性を一名以上とする」から「副会長三名（内校長一名を含む）副会長は高室地区、観小地区からそれぞれ1名とする」とする。

書記、会計監査の選出を、「書記 三名（内教頭一名）、会計監査三名」から「書記 二名（内教頭一名）、会計監査二名」とする。

○第九条 「運営委員会は役員及び常任委員会の正・副委員長・家庭教育学級の代表者で構成し、次の任務を行う」を「運営委員会は役員及び常任委員会の正委員長・家庭教育学級の代表者で構成し、次の任務を行う」とする。

○第十条 「常任委員会は学級代表各一名、地区代表二名と全教職員で構成し、その任期は一か年とする」から「学級代表各一名、」を削除する。また、「ハ 学年広報委員会は、広報活動、生徒の進路情報の提供について企画・協力する。」を削除する。